

30年度 公文書開示（6月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等			
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号		
1	H29.12.6	H30.6.7	領収書等の写し(〇〇等政治団体の収支報告書添付資料)	2812	1						1		1								東京都情報公開条例第7条第2号に該当個人の住所等は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を侵害するおそれがあるため、非開示とする。 東京都情報公開条例第7条第4号に該当印影については、偽造等による犯罪の予防のため、非開示とする。	選挙管理委員会事務局総務課
2	H30.1.31	H30.6.18	領収書等の写し(〇〇等政治団体の収支報告書添付資料)	421	1						1		1								東京都情報公開条例第7条第2号に該当領収書等の口座番号等は、個人に関する情報で特定の個人を識別できるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることによりなお個人の権利利益を侵害するおそれがあるものに該当するため、非開示とする。 東京都情報公開条例第7条第4号に該当領収書等の印影については、偽造等による犯罪の予防のため、非開示とする。	選挙管理委員会事務局総務課